

きずな通信

2022.2月 No.202

橋口社会保険労務士事務所・労働保険事務組合 きずな

☎0985-29-5377

FAX 0985-29-5378

(takekazu.hashiguchi@iaa.itkeeper.ne.jp)

雇用調整助成金について

新型コロナウイルス感染症に対する雇用調整助成金および緊急雇用安定助成金の緊急対応期間について現在の公式発表では令和4年3月末までになっております。延長が正式に発表され次第、随時お知らせいたします。雇用調整助成金の申請や申請再開をご希望される事業所様はご連絡ください。

労働保険事務組合きずなの皆さまへ

労働保険料第3期分の入金ありがとうございました。
まだご入金を確認できていない事業所さまは、お振込みをよろしくお願いたします。
また、集金ご希望の場合は、お伺いたしますのでご希望日時をご連絡ください。



社会保険の傷病手当金について

●令和4年から傷病手当金の支給期間が変わりました！

Q 傷病手当金とは？

A⇒業務外の事由による病気やケガの療養のため、労務に服することができなくなった日から起算して4日目以降の労務に服することができない日に対して、被保険者に支給されます。



新型コロナウイルス感染症の陽性の方、また陰性でも発熱等の症状があり4日以上休んだ場合は、傷病手当金支給対象となります。詳しくは当事務所までご相談ください。

変更前

支給開始日から起算して暦で1年6カ月が経過した時点で終了

変更後

傷病手当金の支給期間のみを通算して最長で1年6カ月間支給

なお、この法改正前から傷病手当金を受けている場合等は、令和3年12月31日において、傷病手当金の支給開始日から起算して1年6カ月経過していなければ、法改正による支給期間の通算が適用されることとなります。

令和4年度はパパの育児休業取得向上に向けて変わっていきます！

令和4年4月から、育児・介護休業法が改正され、段階的に義務化されていきます。今回は4月改定についてお知らせいたします。(第2弾は令和4年10月施行です)

①育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び、

本人または配偶者の妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置を義務付け
少なくとも、管理職同等の従業員への研修や相談窓口の設置は行いましょう。
事業所内へ掲載するポスター等は当事務所でも準備しておりますのでお気軽にお問い合わせください。

②有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

上記については、【育児介護休業規程】を制定している事業所は、改定が必要になります。

※ 特に、両立支援助成金を申請予定している事業所は、審査に影響いたしますので、4月までの改定が必要になります。

